

※お問い合わせは  
環境課環境係 (☎880-6557) まで

3月は引越しの時期です。引越しごみなど、一時的に大量にごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処分してください。

田中石灰工業株 [稲生] (☎882-1175)  
(有)大前田商店 [岡豊町] (☎862-1555)  
(有)大公清掃工業 [東崎] (☎864-3582)  
※大公清掃工業は不燃ごみのみです。

## ★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
3/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市(南部)、天行寺、成合
5	火	片山、里改田
6	水	浜改田
7	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
8	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
9	土	篠原、明見
11	月	下唼内、物部、久枝(開田)
12	火	稲生
13	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
14	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
15	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
16	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
18	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
19	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
20	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
21	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
22	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
23	土	十市(北部)、緑ヶ丘
25	月	国分、比江、左右山、岩村
26	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
27	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
28	木	久礼田、植田
4/1	月	十市(南部)、天行寺、成合
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜

\*黒い袋、肥料やお米の袋などで中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

## ★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
3月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
3月5日・19日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ハインズ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町
3月6日・20日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1~2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
3月11日・25日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
3月12日・26日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ハインズ北)、岩村、下唼内
3月13日・27日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
4月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

## ★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
3/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
5	火	領石、植野、久礼田、植田
6	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
7	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
8	金	後免町、野田
9	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
11	月	十市(南部)
12	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
13	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠住宅
14	木	立田、田村
15	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
16	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
18	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
19	火	領石、植野、久礼田、植田
20	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
21	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
22	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
23	土	国分、比江、左右山、北小籠
25	月	下唼内、物部、久枝(開田)
26	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
27	水	稲生
28	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
4/1	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
2	火	領石、植野、久礼田、植田

\*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

## ★ダンボールの収集

と き	地 区
3月4日・18日 (第1・3月曜日)	天行寺
3月7日・21日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
3月1日・15日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ハインズ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町
3月2日・16日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1~2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
3月14日・28日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
3月8日・22日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ハインズ北)、岩村、下唼内
3月9日・23日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
4月1日・15日 (第1・3月曜日)	天行寺

「以前、電話で注文を受けていた。商品を送る」という電話がかかってきたが、注文した覚えは無いので断った。しかし「注文を受けていた商品なので、引き取ってもらわないと困る。電話の内容も録音している。消費生活センターや警察にも許可を得ている」と言われた。年金生活なので余裕がないと言うと、「〇〇便で年金支給日に届くように送る。代引きで送るので受け取る。キャンセルしたら、商品代金とキャンセル料をもらう」と言われて怖くなり、商品の配達を承諾してしまった。

### 【県内事例】

「以前、健康食品の注文を受けていた。商品を送る」という電話がかかってきたが、注文した覚えは無いので断った。しかし「注文を受けていた商品なので、引き取ってもらわないと困る。電話の内容も録音している。消費生活センターや警察にも許可を得ている」と言われた。年金生活なので余裕がないと言うと、「〇〇便で年金支給日に届くように送る。代引きで送るので受け取る。キャンセルしたら、商品代金とキャンセル料をもらう」と言われて怖くなり、商品の配達を承諾してしまった。

送られてくる商品は健康食品だけに限らず、「海産物セツトが当選した」という事例も報告されています。また「注文した覚えは無い」といって断り続けると、「電話を録音

されている。キャンセルはできない。裁判にかける」など、断れない状況にして商品を送りつけようとしています。一度お金を払ってしまえば、二次被害に遭ってしまいう可能性もあります。

※このような電話があれば、すぐにお電話ください。  
南国市消費生活センター(商工観光課内) ☎880・6205 まで



- アドバイス
  - ・注文した覚えが無ければ、ハッキリ断ること!
  - ・話を聞かない!
  - ・荷物は受け取らない!
  - ・事業者の連絡先をメモに控える!
  - ・絶対にお金を払わない!

## 知って得する国民年金

### ご存知ですか? 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次年度も在学予定である場合、4月に再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入の上ご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害基礎年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

※お問い合わせは  
市民課年金係 ☎880-6555 まで

### 国民年金後納保険料納付書の使用期限にご注意ください!

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料については、平成24年10月から後納制度を利用して納付することが可能となりました。後納制度の申し込みをされ、平成15年4月分以降の後納保険料の納付が済んでいない方は、お手元の納付書の納付期限が平成25年3月31日になっていきますのでご注意ください。

なお、納付期限を超過した後納保険料については、基礎年金番号がわかるものをご用意の上、下記までお問い合わせください。

\*平成14年10月から平成15年3月までの保険料は、平成25年4月以降は納付できません。

※お問い合わせは  
国民年金保険料専用ダイヤル  
(☎0570-011-050)  
南国年金事務所 ☎864-1111 まで

市民からのお便り (親子クイズ) 今回は久しぶりに娘の英和辞典を引っ張り出し、確認しました。こんなクイズっていいなあ...